

重要事項説明書

【訪問型サービスA】

株式会社OMO I Y A R I

Y U R I 訪問介護ステーション

和泉市観音寺町 656 番地

TEL:0725-46-0568

FAX:0725-46-0578

重要事項説明書

(訪問型サービスA用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問型サービスAについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「岸和田市・泉大津市・貝塚市・高石市・泉北郡忠岡町 介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成30年10月1日）」の規定に基づき、訪問型サービスA提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 訪問型サービスAを提供する事業者について

事業者名称	株式会社OMOIYARI
代表者氏名	代表取締役 阪口 敦志
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒594-0065 大阪府和泉市観音寺町 656 番地 興和ビル1階 TEL：0725-46-0568 FAX：0725-46-0578
法人設立年月日	令和4年3月22日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	YURI 訪問介護ステーション
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2770505358
事業所所在地	〒594-0065 大阪府和泉市観音寺町 656 番地 興和ビル1階
連絡先 相談担当者名	TEL：0725-46-0568 FAX：0725-46-0578 管理者 定永 里美
事業所の通常の 事業の実施地域	岸和田市・泉大津市・泉北郡忠岡町・高石市・貝塚市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	①株式会社OMOIYARIが設置する事業所において施する指定訪問介護事業の適切な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思、人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	①この事業所が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 ②事業に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供が出来るよう努めるものとする。 ③事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。 ④前2項の他、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月31日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前9時から午後6時までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前7時から午後10時までとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 定永 里美
-----	-----------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 (又は 非常勤 名)
訪 問 事 業 責 任 者	1 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成します。 9 訪問型サービスA計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 10 訪問型サービスA計画の内容について、利用者の同意を得たときは、訪問型サービスA計画を利用者に交付します。 11 訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行います。 13 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常 勤 1 名 非常勤 名
従 事 者	1 訪問型サービスA計画に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 2 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。 4 訪問事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常 勤 5 名 非常勤 7 名

事務職員	第1号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤名 非常勤2名
------	-------------------------------	--------------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問型サービスA計画の作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）等に基づき、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した訪問型サービスA計画を作成します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 従事者の禁止行為

従事者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

サービスの提供区分	サービスの内容	基本利用料	利用者負担金 （自己負担 1割の場合）	利用者負担金 （自己負担 2割の場合）	利用者負担金 （自己負担 3割の場合）
訪問型サービス A 2 2	事業対象者・要支援1・2 1回につき、所要時間2 0分以上45分未満の場 合	1,823 円	182 円	364 円	546 円
訪問型サービス A 1 1	事業対象者・要支援1・2 1月につき、1週に1回程 度の場合・月5週ある場合 などで月5回以上のサー ビスを行った場合	9,794 円	979 円	1,958 円	2,838 円
	日割りとなる場合	323 円	32 円	64 円	96 円
訪問型サービス A 2 3	事業対象者・要支援1・2 1回につき、所要時間45 分以上の場合	2,240 円	224 円	448 円	672 円
訪問型サービス A 1 2	事業対象者・要支援1・2 1月につき、1週に2回程 度の場合・月5週ある場合 などで月9回以上のサー ビスを行った場合	19,579 円	1,957 円	3,915 円	5,873 円
	日割りとなる場合	646 円	64 円	129 円	193 円
訪問型サービス A 1 3	事業対象者・要支援2 1月につき、1週に2回を 超える程度の場合・月5週 ある場合などで月13回 以上のサービスを行った 場合	31,062 円	3,106 円	6,212 円	9,318 円
	日割りとなる場合	1,021 円	102 円	204 円	306 円

※ 訪問型サービスAは利用者に対し日常生活に必要な家事等の生活支援を行うもので、そのサービス提供時間の目安は1回1時間程度となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により訪問型サービスA計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は訪問型サービスA計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による訪問型サービスA計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

※ 提供回数が一定回数を超え月包括単位での請求、かつ以下の事由に該当する場合は、（ ）内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月あたりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

※ （養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。）

※ 上記料金に対してお住まいの市町村ごとの地域加算割合を乗じた額となります。

◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、第1号事業支給費として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者等又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合、片道 15km 未満は無料、15km 以上は片道 250 円を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	500 円を請求いたします
	12 時間前までにご連絡のない場合	1,000 円を請求いたします
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 15 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 利用者が要支援認定等を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した「訪問型サービス A 計画」を作成します。なお、作成した「訪問型サービス A 計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、

ご確認いただくようお願いします。

- (4) サービス提供は「訪問型サービスA計画」に基づいて行います。なお、「訪問型サービスA計画」は、サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。
- (5) 従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 定永 里美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

連絡先：氏名： _____（続柄 _____）

住所： _____

電話番号： _____（自宅・勤務先・携帯番号）

主治医氏名： _____

所属医療機関名 _____

所在地 _____

電話番号 _____
(対応可能時間 : ~ :)

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等（地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名 担当部・課 電話番号	岸和田市役所 介護保険課 072-423-9475
	市町村名 担当部・課 電話番号	貝塚市役所 高齢介護課 072-433-7042
	市町村名 担当部・課 電話番号	泉大津市役所 高齢介護課 0725-33-1131
	市町村名 担当部・課 電話番号	高石市市役所 高齢・障害福祉課 072-275-6293
	市町村名 担当部・課 電話番号	忠岡町役場 高齢介護課 0725-22-1122（代表）

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	総合介護賠償責任保険
補償の概要	賠償責任保険

11 身分証携行義務

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

訪問型サービスAの提供にあたっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 訪問型サービスAの提供にあたり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問型サービスA計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- (1) 訪問型サービスAの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- (1) 従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 訪問型サービスAのサービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問事業責任者（訪問型サービスA計画を作成する者）
氏 名 定永 里美 （連絡先：0725-46-0568）

- (2) 提供予定の訪問型サービスAの内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料 (月額)	利用者 負担額 (月額)
月					
火					
水					
木					

金					
土					
日					

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書 4—①記載の通りです。
② サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書 4—③記載のとおりです。

(4) 1月あたりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1) 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
 - 2) 苦情又は相談があった場合は利用者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。
 - 3) 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。
 - 4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社OMO I Y A R I Y U R I 訪問介護ステーション	(所 在 地)大阪府和泉市観音寺町 656 番地 興和ビル 1 階 (電話番号) 0725-46-0568 (FAX 番号) 0725-46-0578 (受付時間) 9 : 00 ~ 18 : 00
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	(所 在 地)大阪市中央区常番町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 F N ビル内 (電話番号) 06-6949-5309 (受付時間) 平日（月曜日から金曜日） 9 時 ~ 17 時まで

市町村	市町村名 担当部・課 電話番号	岸和田市役所 介護保険課 072-423-9475
	市町村名 担当部・課 電話番号	貝塚市役所 高齢介護課 072-433-7042
	市町村名 担当部・課 電話番号	泉大津市役所 高齢介護課 0725-33-1131
	市町村名 担当部・課 電話番号	高石市市役所 高齢・障害福祉課 072-275-6293
	市町村名 担当部・課 電話番号	忠岡町役場 高齢介護課 0725-22-1122（代表）

19 重要事項説明の年月日

上記内容について、「岸和田市・泉大津市・貝塚市・高石市・泉北郡忠岡町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成 29 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	〒594-0065 大阪府和泉市観音寺町 656 番地 興和ビル 1 階
	法人名	株式会社 O M O I Y A R I
	代表者名	代表取締役 阪口 敦志 印
	事業所名	Y U R I 訪問介護ステーション
	説明者氏名	湊 伸美 印

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

上記署名は、（氏名） _____ が代筆しました。

（続柄） _____